

## 会 員 規 程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人 食品衛生登録検査機関協会（以下、協会という）の定款第7条、8条及び9条に基づき、会員の経費及び納入方法について定める他、会員管理に関して必要な事項を定める事を目的とする。

### (会員の資格)

第2条 協会の会員は、正会員及び賛助会員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同した食品衛生法に基づく登録検査機関
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、その事業推進するために入会した個人又は団体

### (入会金及び会費)

第3条 会員の入会金及び会費は、別表の通りとする。

### (入会金及び会費の納入方法)

第4条 会員は協会からの請求書受領後、本協会が指定した銀行口座に所定の入会金及び会費を指定した期日までに納入するものとする。

- 2 新規加入者にあつては入会金及び初回の会費（年会費）を、入会申請者が協会から送付される入会通知書を受領後、指定する期日までに所定の額を納入するものとする。
- 3 継続年会費は、毎年度の4月末日までに協会に納入するものとする。
- 4 退会する場合は、既納した入会金及び会費はこれを返還しないものとする。

### (入会の申込み)

第5条 正会員又は賛助会員としての入会申請者は、協会の入会申込書に所定の事項を記入、押印し、協会に提出するものとする。

- 2 協会は、入会申込書を受領後、理事会においてその可否について決定し、その結果を入会申込者に通知するものとする。

### (入会の成立)

第6条 協会の会員としての入会日は、第4条2項の入会金振り込み日とする。

ただし、次の各号に該当する場合は、入会は無効とする。

- (1) 申込み法人及び当該施設の代表者又は開設準備者以外の第三者が申込みを行った場合
  - (2) 申込みの際に虚偽の届出をした場合
- 2 入会時の協会のサービスは、前項の入会金の振り込みが確認された日の翌日からとする。

(登録内容の変更)

第7条 会員は、登録内容（法人代表者、施設長及び所在地）に変更が生じた場合は、速かに協会宛に変更届を提出するものとする。

(退会の申し出)

第8条 会員は、協会を退会する場合は、原則として、退会の30日前までに退会届に必要な事項を記入、押印し、協会に提出するものとする。

(会員へのサービス内容)

第9条 協会は、会員に次のサービスを提供する。

- (1) 輸入食品検査及び検査法に関わる行政関連情報及び関連団体からの情報提供
- (2) 本協会が主催する検査技術や精度管理に関わる研修及び実務研修会への開催及び参加案内等の情報提供
- (3) 行政機関や国立医薬品食品衛生研究所等の公的機関との輸入食品検査に関わる意見交換会の開催及び参加案内等の提供
- (4) 行政から委託される食品検査に関わる調査研究事業への参加案内情報の提供（但し、委託内容により参加応募は、協会が選択する場合があります）
- (5) (1)～(4)に関わる事項についての協会のホームページでの閲覧
- (6) 会員の親睦を図る諸行事への参加
- (7) 協会事務局に保管されている既配付資料についての閲覧（所定の手続きを要す）

なお、賛助会員は、(1)～(4)の情報等の提供や研修会への参加は、一部制限される。

(権利の譲渡の禁止)

第10条 会員は、その権利を第三者に譲渡・貸与してはならない。

(秘密保持)

第11条 協会は、会員に関する情報及びサービスの提供上知り得た情報を他に開示、漏洩してはならない。特に、会員情報のうち、個人情報については厳密に管理する。

(禁止事項)

第12条 会員は、次に定める行為をしてはならない。

- (1) 他者の著作権、商標権等の知的所有権を侵害する行為、又は侵害する恐れのある行為
- (2) 他者の財産、権利、プライバシー等を侵害する行為、又は侵害する恐れのある行為

- (3) 他者を差別、誹謗中傷し、又は名誉を若しくは信用を毀損する行為
- (4) 詐欺等の犯罪に結びつく行為、又はその恐れのある行為
- (5) 協会に損害を与える行為、又はその恐れのある行為

(会員としての期間)

第13条 会員としての期間は、会員からの退会届の提出又は本会からの除名通知書の送付がない限り、毎年所定の会費を支払うことにより継続するものとする。

(損害賠償)

第14条 協会は、会員が第12条の禁止事項に違反し、又はその他の事由により、協会に損害を与えたときは、会員に対してその賠償を求めることができる。

(規程の変更)

第15条 この規程の改廃は、理事会の議を経、総会の承認を得て行うものとする。

(附則)

この規程は、平成22年6月1日から施行する。

一般社団法人 食品衛生登録検査機関協会

(別表)

入会金及び会費

1. 正会員

入会金：500,000円

年会費：100,000円

但し、機関が届け出した所有検査施設数、1施設毎に会費20,000円を加算する。

(例 1機関1検査施設の場合は、年会費は、120,000円となる。)

2. 賛助会員

入会金：無料

年会費：100,000円

但し、正会員と同様に行政関連等の情報提供を行う場合は、50,000円を加算する。